

介護職員等特定処遇改善計画書(令和 元 年度届出用)

事業所等情報

介護保険事業所番号 3 4

事業者・開設者	フリガナ ヒロシマチュウオウホケンセイカツキョウドウクミアイ 名称 広島中央保健生活協同組合		
主たる事務所の所在地	〒 733-0031 広島 都・道 府・県 広島市西区観音町16-19		
	電話番号	082-292-3179	FAX番号 082-232-3822
事業所等の名称	フリガナ 名称 別紙一覧表による	提供するサービス	
事業所の所在地	〒 都・道 府・県		
	電話番号		FAX番号
複数の事業所ごとに一括して提出する場合の一括して提出する事業所数		特定加算(Ⅰ)	13 事業所
※この場合、事業所等情報については、「別紙一覧表による」と記載すること。		特定加算(Ⅱ)	事業所

(1) 賃金改善計画について(本計画に記載された金額については見込みの額であり、申請時以降の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動があり得るものである。)

① 算定する加算の区分	介護職員等特定処遇改善加算 ( ① Ⅱ )
② 現行の処遇改善加算の取得状況	介護職員処遇改善加算 ( ① Ⅱ Ⅲ )
③ サービス提供体制強化加算等の取得状況 (取得している場合には種別を記入)	取得有 ( サービス提供体制加算Ⅰイ、特定事業所加算Ⅱ ) 取得無
④ 介護職員等特定処遇改善加算算定対象月	令和1年10月 ~ 令和2年3月
⑤ 令和元年度介護職員等特定処遇改善加算の見込額	5,208,135 円
⑥ 賃金改善の見込額(i-ii)	5,215,068 円
i) 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)	69,152,551 円
ii) 初めて加算を取得する(した)月の前年度の賃金の総額	63,937,483 円
⑦ 経験・技能のある介護職員(①)における平均賃金改善額( iii-iv) / v)	254,729 円
iii) 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)	11,627,208 円
iv) 初めて加算を取得する(した)月の前年度の賃金の総額	10,098,834 円
v) 当該事業所における経験・技能のある介護職員の人数	6 人
【そのうち、月額8万円の改善又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者(見込数)】	6 人
⑧ 他の介護職員(②)における平均賃金改善額( vi-vii) / viii)	72,288 円
vi) 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)	57,525,343 円
vii) 初めて加算を取得する(した)月の前年度の賃金の総額	53,838,649 円
viii) 当該事業所における他の介護職員の人数	51 人
⑨ その他の職種(③)平均賃金改善額( ix-x) / xi)	0 円
ix) 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)	0 円
x) 初めて加算を取得する(した)月の前年度の賃金の総額	0 円
xi) 当該事業所におけるその他の職種の人数	0 人
【そのうち、改善後の賃金が最も高額な者の賃金(見込額)】	0 円
⑩ 賃金改善実施期間	令和1年10月 ~ 令和2年3月
※原則10月~翌年3月までの連続する期間を記入すること。なお、当該期間の月数は加算の対象月数を超えてはならない。	
賃金改善を行う賃金項目及び方法(賃金改善を行う賃金項目(増額若しくは新設した又はする予定である給与の項目の種類(基本給、手当、賞与等)等)、賃金改善の実施時期や対象職員、一人当たりの平均賃金改善見込額について、可能な限り具体的に記載すること。なお①の「経験・技能のある介護職員」の基準設定の考え方については必ず記載すること。	
⑪	・①の基準設定は、介護福祉士資格を所有する、当法人勤続10年以上の者とする。
	・①の職員については常勤4人の特定加算手当を月額45,000円支給する。
	・①の職員については常勤2人の特定加算手当を月額20,000円支給する。
	・②の職員については、通リハ、デイサービス所属の常勤7名、非常勤1名に特定加算手当を1人あたり常勤換算月額20,000円支給する。
	・②の職員については、デイサービス所属の常勤1名、非常勤1名に特定加算手当を1人あたり常勤換算月額10,000円支給する。
	・②の職員については、ヘルパーST所属の常勤6名に特定加算手当を1人あたり常勤換算月額25,000円支給する。
	・②の職員については、ヘルパーST所属の常勤1名に特定加算手当を1人あたり常勤換算月額10,000円支給する。
	・②の職員については、ヘルパーST所属の嘱託3名に特定加算手当を1人あたり常勤換算月額5,000円支給する。
	・②の職員については、ヘルパーST所属の嘱託2名に特定加算手当を1人あたり常勤換算月額2,500円支給する。
	・②の職員については、定巡所属の常勤7名に特定加算手当を1人あたり常勤換算月額30,000円支給する。
・②の職員については、定巡所属の常勤1名に特定加算手当を1人あたり常勤換算月額15,000円支給する。	

※ ⑥については、法定福利費等の賃金改善に伴う増加分も含むことができる。

※ ⑥が⑤を上回らなければならないこと。

※ ⑥ii)の計算に際しては、賃金改善実施期間の職員の人数と合わせた上で算出すること。すなわち、比較時点から賃金改善実施期間の始点までに職員が増加した場合、当該職員と同等の勤続年数の職員が比較時点にもいたと仮定して、賃金総額に上乘せする必要があることに留意すること。

※ 複数の介護サービス事業所等について一括して提出する場合、以下の添付書類についても作成すること。

- ・添付書類1:市町村等の圏域内の、当該計画書に記載された計画の対象となる介護サービス事業所等の一覧表
- ・添付書類2:各都道府県内の指定権者(当該都道府県を含む。)の一覧表(都道府県ごと)
- ・添付書類3:計画書に記載された計画の対象となる介護サービス事業者等に係る都道府県の一覧表

